

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成20年
(2008年) 8月15日
毎月3回5の日に発行

第1697号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実
http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

国の出先機関見直し

政府の分権改革委が中間報告

政府の地方分権改革推進委員会(委員長 丹羽宇一郎・伊藤忠商事会長)は8月1日、55回目の会合を開き、「国の出先機関の見直しに関する中間報告」について討議した。

この結果、委員会では、文章の体裁の整理等を委員長に一任したうえで、中間報告の内容を決定。同日、報告書としてまとめられた。

今回の中間報告は、第1次勧告(5月28日)で示された国の出先機関の「事務・権限の仕分け」の考え方を具体化したもの。下表に概要提示。併せて、出先機関の組織の見直しに関する「基本的考え方」「検討の方向」「見直しに伴う人員と財源の取り扱いの考え方」を提示している。

第1次勧告では、国と地方の二重行政を排除する観点から、現状の役割分担の類型を重複型 分担型 関与型 国専担型 などに分類。これらの類型ごとに、廃止・民営化、地方への移譲など、国

と地方の役割分担を見直す考えを示していた。

中間報告では更に踏み込み、「国専担型」の事務・権限について、「地方自治体による総合行政の確立等に資するもの」は、必要に応じて事務処理等の基準を定め、自治体へ移譲する方向性を示した。また出先機関の役割が、本府省と交付先とを経由する機能

にともまるケースなどでは、本省で直接的に実施することも検討課題に盛り込んだ。

このほか、個別の出先機関の廃止統合に関する検討の方

向も示された。この中で、二重行政の解消を図った結果、出先機関の事務・権限がなくなる場合には、出先機関を廃止することが明記された。

出先機関を見直して、国の業務を地方へ移譲する場合には、業務遂行に伴い求められる技術や専門性を備えた人材が必要。人材の手当について

今後の予定と課題

第2次勧告に向けて
中間報告の取りまとめを終えた分権委は、本年末を目途

とする第2次勧告に向け、国の出先機関の事務・権限を整理していくこととなる。整理にあたっては、中間報告で具体化した「国の出先機関の事

務・権限の仕分け」の考え方に基づき、結論を導き出していく予定としている。結論を得るにあたっては、各府省に對し仕分けに関する見解を求め、ヒアリングも積極的に実施したうえで、第2次勧告へとつなげていく。

第2次勧告には、国の出先機関の統廃合が盛り込まれるだけに、関係省庁の反発は必至のものと予想される。出先機関の勧告でつまづくようなことがあれば、第2次勧告後に検討されることとなっている。「地方税財政制度の改革」も暗礁に乗り上げることが予想される。地方にとって実りある改革とするためにも、福田首相をはじめとした政治のリーダーシップが求められる。

事務・権限の仕分け(考え方の具体化)

【第1次勧告における仕分けの考え方】

次の分類ごとの考え方に沿って、国の出先機関の事務・権限を仕分け

- 重複型 → 地方への一元化が基本
- 分担型 → 現行の「区分け」の線引きを見直し
- 関与型 → 地方の自主性にゆだねることが基本
- 国専担型 → 地方の総合行政の確立等に資するものは地方移譲が基本

- i 廃止・民営化等
- ii 地方への移譲
- iii 本府省等への移管
- iv 引き続き国の出先機関で処理

(1) 事務・権限の仕分けの考え方の具体化

- ①事務・権限の廃止・民営化等の検討
 - ②第1次勧告で取り上げた分野の取扱い
- ・道路・河川の具体的な移管等について、国と関係自治体の双方に強く要請するとともに、必要に応じ委員会もさらに検討
 - ・移管に伴い必要となる人員と財源の確保について明確な考え方を速やかに示すことを政府に要請、関係自治体の積極的姿勢を期待

③移譲対象となる「地方自治体による総合行政の確立等に資するもの」の考え方の具体化

- ・地方が関連する施策と合わせて実施することにメリットがあるか
 - ・地域の実情に応じた創意工夫を発揮し得るか
 - ・地域住民の利便性の向上が見込まれるか
 - ・国と地方を通じた行政の簡素化・効率化に資するか
- ④共通的な事務・権限の仕分けの方向
補助金交付事務/広報啓発/相談/国家試験/統計調査

(2) 事務・権限の地方移譲にあたり必要となる措置

- ・県域をまたがる広域的な事業に対応するため、他県に所在する事業者への立入検査等の権限の付与を検討
- ・災害等の緊急時に機動的に対応するための機能を集約した遊軍的な組織を設けることの検討

本会 実態調査まとめ 臨時会招集請求状況など

本会ではこのほど、全国806市を対象とした「市議会の活動に関する実態調査結果」をまとめた。調査対象期間は平成19年1月1日から12月31日。ただし18年の自治法改正に伴う項目は、18年11月24日から19年12月31日を調査対象期間とした。本号では調査結果のうちから、いくつかの項目を抜粋して紹介する。7月25日付で全市へ送付済。

① 定例会の回数や 会期日数等の状況

地方自治法第102条第2項によれば「(自治体の)定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない」と規定されている。そこで実際に条例で定められている定例会の回数について調査したのが「表①」。

この結果をみると、定例会の回数を「4回」と回答している市が804市となっており、全市に占める割合は99.8%と圧倒的多数となっている。なお、「4回」以外と回答した市では、登別市が「3回」、倉吉市が「5回」となっている。

このほか表にはないが、定例会の通常平均での会期と本

会議の日数も調査している。この結果の全国平均をみると、会期日数は77.6日、

本会議日数は21.0日。人口段階別の会期日数では、「50万以上」の区分の市が92.8日、本会議日数は「30〜40万未満」の区分の市が24.4日、最も長くなっている。

【表①】 条例で定めた定例会の回数
(平成19年1月1日～12月31日、806市)

区分	3回	4回	5回
5万未満 (247市)	0市 0.0%	247市 100.0%	0市 0.0%
5～10万未満 (275市)	1市 0.4%	273市 99.3%	1市 0.4%
10～20万未満 (158市)	0市 0.0%	158市 100.0%	0市 0.0%
20～30万未満 (44市)	0市 0.0%	44市 100.0%	0市 0.0%
30～40万未満 (29市)	0市 0.0%	29市 100.0%	0市 0.0%
40～50万未満 (20市)	0市 0.0%	20市 100.0%	0市 0.0%
50万以上 (16市)	0市 0.0%	16市 100.0%	0市 0.0%
指定都市 (17市)	0市 0.0%	17市 100.0%	0市 0.0%
全市 (806市)	1市 0.1%	804市 99.8%	1市 0.1%

3回：登別市 5回：倉吉市

② 議員提出に よる議案件数

自治法第112条第1項では「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき

事件につき、議会に議案を提出することができる(略)」と規定しており、市議会議員の議会に対する議案の提出が保障されている。そこで実際の議案の議員提出による状況を調査したのが、下の「表②」。

この調査は議案について「条例案」「規則案」「意見書案」「決議案」「その他」の5種類に分類し、まとめたものとなっている。

この結果をみると、全市合計で1万3080件の議案が議会へ提出されている。このうち、最も多く提出されているのは「意見書案」で7844件。次いで、「その他」が1994件、「条例案」が

【表②】 議員提出による議案件数
(平成19年1月1日～12月31日、806市)

区分	条例案	規則案	意見書案	決議案	その他	計
5万未満 (247市)	518	207	2,091	247	506	3,569
5～10万未満 (275市)	524	214	2,316	235	661	3,950
10～20万未満 (158市)	381	120	1,654	183	399	2,737
20～30万未満 (44市)	105	29	481	59	151	825
30～40万未満 (29市)	69	23	472	29	109	702
40～50万未満 (20市)	48	16	314	21	69	468
50万以上 (16市)	63	16	174	13	29	295
指定都市 (17市)	86	12	342	24	70	534
全市 (806市)	1,794	637	7,844	811	1,994	13,080

1794件と続いている。また、「決議案」は811件となっているほか、「規則案」は637件が議会へ提出されていることが分かった。

平均開催回数は、全市平均で1.2回。人口段階別で見ると、「30〜40万未満」の区分が2.0回となっており、最もとなっている。(3面へ続く)

【表③】 議長の臨時会招集請求の状況
(平成18年11月24日～19年12月31日、806市)

区分	議長が臨時会招集請求を行った	平均開催回数
5万未満 (247市)	21市 8.5%	1.0
5～10万未満 (275市)	17市 6.2%	1.2
10～20万未満 (158市)	12市 7.6%	1.2
20～30万未満 (44市)	7市 15.9%	1.1
30～40万未満 (29市)	3市 10.3%	2.0
40～50万未満 (20市)	2市 10.0%	1.5
50万以上 (16市)	1市 6.3%	1.0
指定都市 (17市)	1市 5.9%	1.0
全市 (806市)	64市 7.9%	1.2

③ 議長の臨時会 招集請求の状況

18年5月31日に改正自治法が成立したことにより、議長への臨時会の招集請求権が付与された。自治法第101条第2項の「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる」が根拠条文とな

っている。そこで自治法改正後、実際に臨時会招集請求が、どの程度、実施されたのかを調査したのが、上の「表③」。

この結果をみると、全市806市のうち、実際に招集請求を実施したのは64市。全市に占める割合は7.9%となっている。人口段階別では、「5万未満」の区分の市が最多で21市。各区分に分類される市数に占める割合が最も多いのは、「20〜30万未満」の区分で15.9%。

【表④】 常任委員会の複数所属制度の導入状況 (平成18年11月24日～19年12月31日、806市)

区分	複数所属制度を導入
5万未満 (247市)	12市 4.9%
5～10万未満 (275市)	18市 6.5%
10～20万未満 (158市)	3市 1.9%
20～30万未満 (44市)	1市 2.3%
30～40万未満 (29市)	0市 0.0%
40～50万未満 (20市)	0市 0.0%
50万以上 (16市)	0市 0.0%
指定都市 (17市)	0市 0.0%
全市 (806市)	34市 4.2%

④ 常任委員会の複数所属の導入状況

議員が複数の常任委員会へ所属することが可能となった

のも、18年に自治法改正が実施されたことによるもの。複数常任委員会への所属については自治法第109条第2項「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する」が根拠条文となっている。

その中で実際に、どの程度の市が、複数所属制度を導入したのか調査したのが表④。この結果をみてみると、全

市806市のうち、実際に制度を導入したのは34市。全市に占める割合は4.2%となっている。人口段階別では、「5～10

⑤ 専門的知見の活用の事例

専門的知見の活用について規定されたのも、18年に自治法が改正されたことによるもの。この改正で新たに自治法上に第100条の2が追加された。盛り込まれた条文は、「普通地方公共団体の議会は、

議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する

万未満」の区分の市が最多で18市。各区分に分類される市数に占める割合が最も多いのも「5～10万未満」の区分で6.5%となっている。

者等にさせることができる。そこで導入状況について全国調査を実施した結果、千代田区、目黒区、水戸市、八尾市の4市で、政務調査費のあり方を学識経験者へ調査依頼していた。

また、所沢市では、都市農業に関する調査を大学教授へ依頼していた。

8/1 公営企業金融機構が発足

理事長任命、10月事業開始

設立日である8月1日を迎えた地方公営企業等金融機構では同日、第1回代表者会議を開き、議長に伊藤祐一郎・全国知事会公営企業金融公庫改革小委員会委員長(鹿児島県知事)を選任した。このほか新機構理事長の任命も行われ、現・公営企業金融公庫総

裁の渡邊雄司氏が就任した。新機構は、全ての都道府県・市町村が資本金を出資し、

共同して設立・運営する機関。現・公営企業金融公庫の業務を継承し、自治体が行う水道 交通 病院 下水道 公営住宅 電気 ガス 港湾整備 など18事業に対し、長期・低利で事業資金の融資を実施する。出資金総額は166億円。

8月1日に開催された初会合では、10月1日の事業開始に向け理事長のほか、経営審



伊藤議長(右)が選任

議委員会委員の任命、会計監査人の選任が行われた。また、新機構の経営に関する基

本理念として①地方共同法人にふさわしいガバナンス(企業統治)の確保②地方の金融ニーズへの積極的な対応③資本市場における確固たる信認の獲得 を据えた。【代表者会議委員】伊藤祐一郎(鹿児島県知事) 佐竹敬久(全国市長会会長(秋田市)) 山本文男(全国町村会会長(福岡県添田町)) 小幡純子(上智大学教授 神野直彦(東京大学大学院教授 森田富治郎(日本経団連副会長(第一生命保険代表取締役会長))

(財)東京市政調査会
第21回『都市問題』公開講座
自給率を上げて食の安全を守る！
—その課題と方法—

財団法人東京市政調査会は「自給率を上げて食の安全を守る！その課題と方法」と題して、第21回「都市問題」公開講座を下記の日程で開催します。

BSEの発生、食品偽装、冷凍餃子による食中毒など食をめぐる事件・問題が頻発し、「食の安全」に対する関心が高まっています。一方で、日本の食料自給率は世界的に見て低い水準にあり、食料安全保障の観点から問題視されています。

こうした日本の食の安全と自給率の問題について、幅広い視野から検討し、その解決への道を探っていきます。

多数の方々のご参加をお待ちしております。

◇基調講演
生源寺眞一氏 (東京大学農学部部長)

◇パネルディスカッション
パネリスト
大木美智子氏 (消費科学連合会会長)
佐藤 弘氏 (西日本新聞社編集委員)
人見みゆ子氏 (酪農経営者、体験館 TRY TRY TRY 館長)
出演者未定 (全国農業協同組合中央会)

司会
新藤 宗幸氏 (千葉大学教授)

日 時:平成20年9月27日(土) 13:30～16:30
場 所:日本プレスセンター 10階ホール
(〒100-0011東京都千代田区内幸町2-2-1)

参加費:無料
参加申込:東京市政調査会ホームページから
(http://www.timr.or.jp)

申込期限:平成20年9月19日(金) 満席となり次第受付終了
問 合 せ:東京市政調査会研究室 ☎:03-3591-1261

議会 トピックス

子宮頸がんの 予防ワクチン 早期承認が急増

6月定例会の意見書・決議の状況 (上)

全国市議会議長会はこのほど、各市議会から任意に提供された意見書・決議をもとに、6月定例会を中心に議決した意見書・決議の状況をまとめた。それによると、(上)では、「子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みの推進」を求めるものが急増している。また、「携帯電話リサイクルの推進」を求める意見書も多い。

女性の病気である子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約8000人が子宮頸がんと診断され、約2500人が亡くなっている。

子宮頸がんは、発症年齢層のピークが年々低年齢化している。1978年ごろは50歳以降がピークであったが、1998年には30代になり、現在では20～30代の若い女性の子宮頸がんが増している。子宮頸がんを患う原因のほ

とんとは、ヒトパピローマウイルス(HPV)の感染による。HPVに感染しても、多くは免疫力で体外へ排出され

る。しかし感染が長くと子宮頸がんを引き起こされる。現在、このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、80カ国以上の国で承認されている。しかし日本では

まだ承認されていないため、意見書では、予防ワクチンの早期承認 承認後の予防接種に対する助成 などをも求めている。

「携帯電話リサイクルの推進」も多数

普及台数が1億台を超えている携帯電話には、レアメタルなどのリチウム、希土類、インジウム、金、銀等が含まれている。こうしたレアメタルを含む非鉄金属は、我が国の産業競争力の要であり、その安定確保は重要な課題となっている。しかし、近年の国際価格の高騰や資源獲得競争の激化により、その確保が懸念されていることから、使用済みの携帯電話の適切な処理と有用資源の回収を行うことが期待されている。

意見書・決議の議決状況 (上) (20.5.1~7.31)

件名	意見書	決議
【税・財政】	47	1
地方財政の充実・強化	33	
大阪府予算への所要経費計上	8	
その他	6	1
【地方行政・議会・選挙】	17	2
新たな過疎対策法の制定	9	
国の地方出先機関統廃合の見直し	6	
その他	2	2
【医療・保健衛生】	289	3
後期高齢者医療制度・療養病床削減等医療制度改革の見直し	109	
子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みの推進	102	
医師・看護師不足の解消と地域医療・救急医療体制の充実・確保	38	1
ハンセン病療養所の存続・発展	8	
妊婦健康診査に対する助成措置の拡大	5	
歯科医療に係る保険適用範囲の拡大	5	
子どもの医療費助成制度の充実	4	1
肝炎対策の推進	4	
その他	14	1
【教育・文化】	226	2
義務教育費国庫負担制度の堅持	90	
教育予算の拡充	52	
教職員定数の改善と少人数学級の実現	26	
有害情報から子どもを守る環境設備	13	
へき地教育の振興に資するへき地級地の見直し	10	
学校施設の耐震化促進	8	1
私学助成の充実	4	
アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置	4	
その他	19	1
【農林・水産】	247	0
国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化	80	
ミニマムアクセス米の輸入停止	30	
国による基幹的な農業水利施設等の着実な整備	27	
森林・林業・木材産業施策の積極的な展開	27	
食料自給率の向上	23	
飼料価格の高騰対策	8	
国営農業水利事業と地方農政局の存続	7	
米価の安定対策	5	
鳥獣被害防止措置法関連予算の適正使用	4	
その他	36	
【公害・環境保全】	224	2
地球温暖化対策の推進	103	
携帯電話リサイクルの推進	101	1
その他	20	1
【合計】	1050	10
【総合計】	1404	30